

意見募集要領

1 意見募集対象

独立行政法人の目標の策定に関する指針（案）（別紙 1）

独立行政法人の評価に関する指針（案）（別紙 2）

2 意見募集期間

平成 26 年 7 月 18 日（金）～平成 26 年 8 月 18 日（月）

3 意見を提出する際の記載事項

意見の提出に当たっては、以下の事項を記載してください。

（ただし、「①氏名」及び「②連絡先」の記載は任意です。）

なお、提出意見は日本語で記載してください。

〔記載事項〕

①氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）

②連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）

③意見

※ 可能であれば、意見の対象となる部分の該当項目及びページ番号についても記載してください。

（本要領末尾の「【参考】指針（案）の目次」もご参照ください。）

（注） 1 意見提出者の氏名及び連絡先は、法令に基づく開示要請があった場合
その他特別の理由のある場合を除き、総務省からの連絡のため以外には
利用しません。

2 提出された意見の内容については、必要に応じ公表することがあります
ので、あらかじめ御了承ください。

3 提出意見に対する個別回答はいたしませんので、あらかじめ御了承
ください。

4 意見の提出方法

意見は、（1）電子政府の総合窓口 [e-Gov]、（2）電子メール、（3）ファクシミリ
又は（4）郵送・持参のいずれかの方法により提出してください。

（電話による意見受付はいたしません。）

（1）電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合

「意見提出フォームへ」をクリックし、「パブリック・コメント：意見提出フォー
ム」により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：new-shishin_pc@soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を全角にしています。送信の際には、「@」を「＠」に置き換えてください。

(3) ファクシミリを利用する場合

送信先番号：03-5253-5325

総務省行政管理局独立行政法人評価担当 宛て

(4) 郵送・持参する場合（募集期間内必着でお願いします）

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

中央合同庁舎 2号館 6階

総務省行政管理局独立行政法人評価担当 宛て

【参考】指針（案）の目次

独立行政法人の目標の策定に関する指針（案）

| | |
|--|----|
| I 本指針について | |
| 1 本指針の位置付け | 1 |
| 2 基本的考え方及び主務大臣の定める目標の目的 | 1 |
| 3 本指針の対象 | 2 |
| II 中期目標管理法の目標について | |
| 1 国の政策体系との関係について | 3 |
| 2 中期目標の期間について | 3 |
| 3 中期目標の項目の設定について | 3 |
| 4 通則法第 29 条第 2 項第 2 号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について | 4 |
| 5 通則法第 29 条第 2 項第 3 号「業務運営の効率化に関する事項」における目標の立て方について | 7 |
| 6 通則法第 29 条第 2 項第 4 号「財務内容の改善に関する事項」における目標の立て方について | 8 |
| 7 通則法第 29 条第 2 項第 5 号「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方について | 8 |
| 8 中期計画及び年度計画との関係について | 9 |
| III 国立研究開発法人の目標について | |
| 1 中長期目標の策定の目的等 | 10 |
| 2 国の政策体系との関係について | 11 |
| 3 中長期目標の期間について | 11 |
| 4 中長期目標の項目の設定について | 11 |
| 5 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 2 号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について | 12 |
| 6 中期目標管理法の規定の準用について | 15 |
| 7 中長期計画及び年度計画との関係について | 16 |
| 8 通則法第 35 条の 4 第 4 項「研究開発に関する審議会」について | 16 |
| IV 行政執行法人の目標について | |
| 1 国の政策体系との関係について | 17 |
| 2 年度目標の項目の設定について | 17 |
| 3 通則法第 35 条の 9 第 2 項第 1 号「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について | 18 |
| 4 中期目標管理法の規定の準用について | 20 |
| 5 通則法第 35 条の 9 第 3 項「中期的な観点から参考となるべき事項」について | 20 |
| V 目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について | 21 |
| VI 目標策定等のスケジュールについて | 22 |

※添付：「目標策定の際に考慮すべき視点」・「目標及び指標の記載例」

独立行政法人の評価に関する指針（案）

| | |
|-------------------------------|----|
| I 本指針について | |
| 1 本指針の位置付け | 1 |
| 2 評価の指針を策定する目的及び評価の指針の策定の基本方針 | 1 |
| 3 本指針の適用範囲 | 2 |
| II 中期目標管理法人的評価に関する事項 | |
| 1 総論 | 4 |
| 2 評価体制 | 4 |
| 3 各評価の目的・趣旨・基本方針 | 4 |
| 4 自己評価結果の活用 | 6 |
| 5 評価単位の設定 | 7 |
| 6 評価の方法等 | 7 |
| 7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分 | 8 |
| 8 評価書の作成 | 16 |
| III 国立研究開発法人の評価に関する事項 | |
| 1 総論 | 19 |
| 2 評価体制 | 19 |
| 3 各評価の目的・趣旨・基本方針 | 20 |
| 4 自己評価結果の活用等 | 23 |
| 5 評価の単位の設定 | 24 |
| 6 評価の方法等 | 24 |
| 7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分 | 29 |
| 8 評価書の作成 | 41 |
| IV 行政執行法人の評価に関する事項 | |
| 1 総論 | 44 |
| 2 評価体制 | 44 |
| 3 各評価の目的・趣旨・基本方針 | 44 |
| 4 自己評価結果の活用 | 45 |
| 5 評価の単位の設定 | 46 |
| 6 評価の方法等 | 47 |
| 7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分 | 54 |
| 8 評価書の作成 | 52 |
| V その他留意すべき事項 | |
| 1 評価結果の活用等に関する事項 | 57 |
| 2 評価結果等の公表に関する事項 | 57 |
| 3 評価のスケジュールに関する事項 | 58 |
| 4 共管法人の取扱いに関する事項 | 59 |

※添付：「評価書様式」